

上場投資信託の信託約款変更の議決権行使期限延長のお知らせ

平成 26 年 8 月 29 日

各 位

管理会社名	ワールド・ゴールド・トラスト サービシズ・エルエルシー (管理会社コード 13264)
代表者の 役職・氏名	最高財務責任者 ジョン・エイドリアン・パウンド 東京都港区赤坂一丁目
代理人の 居所又は住所	12 番 32 号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
代理人の 役職・氏名	弁護士 伊東 啓
連絡先 担当者氏名	西村あさひ法律事務所 弁護士 柳瀬 ともこ
電話番号	03-5562-8500

当社は、平成 26 年 5 月 30 日付「上場投資信託の信託約款変更および基準日設定のお知らせ」にて、当社がスポンサーであり管理会社となっている SPDR®ゴールド・シェア（銘柄コード：1326。以下「受益権」といいます。）につきまして、スポンサーとしての当社と受託者としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンとの間の SPDR®ゴールド・トラスト（以下「本信託」といいます。）の 2004 年 11 月 12 日付信託約款（その後の変更を含みます。）の変更についての同意勧誘（以下「本同意勧誘」といいます。）に係る、本国における受益者の議決権行使の期限（平成 26 年 7 月 18 日）をお知らせ致しました。また、平成 26 年 7 月 18 日に、本国における受益者の議決権行使の期限を平成 26 年 8 月 29 日に延長することをお知らせ致しました。

この度、本国における信託約款変更の議決権行使の期限を下記のとおり再度延長することになりましたので、お知らせ致します。これに伴い、本邦内における実質受益者の議決権行使の期限も同日までに延長となります。（ただし、スポンサーの裁量により、本信託の発行済受益権の 51%を保有されている受益者様からご同意いただいた場合は、期限日前に本同意勧誘を締め切るか、あるいは期限日を延長する可能性もあります。）本邦内の実質受益者のみなさまは、議決権代理行使指図書（葉書）に必要事項をご記入いただき、延長後の期限までに到着するようご投函下さい。なお、葉書の差出有効期間は平成 26 年 7 月 18 日までとなっておりますが、有効期間後もそのまま投函できます。

記

本国における議決権行使の期限（延長後） 平成 26 年 10 月 17 日

以 上